

犬の飼い主の皆様へ

飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(年1回)は
狂犬病予防法で義務づけられた飼い主の責務です!!

大切な愛犬を狂犬病から守るために必ず年1回の予防注射を受けましょう
犬の登録・狂犬病予防注射申請書ハガキを注射時に必ず持参してください!

飼い犬の登録

犬を取得した日(生後90日以内の犬にあっては、90日を経過した日)から30日以内に、
犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録申請をしなければなりません。

これは、万が一、日本国内で狂犬病が発生した場合迅速な対応を取るためにも、日頃から
飼い犬がどこに何万頭いるのかを把握しておくためです。

また、登録後は鑑札を犬につけておかなければなりません。

狂犬病予防注射の接種

飼い犬には狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。

狂犬病はすべての哺乳類に感染しますが、犬が流行国の主なまん延源となっています。

従って、飼い犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬のまん延が予防され、人への被害を
防ぐことができます。

また、接種後は注射済票を犬につけておかなければなりません。

狂犬病とは

世界中のほとんどの国で今も狂犬病が発生しており、年間約55,000人が
亡くなっています。

また、人では、感染するとほぼ100%死亡するといわれています。

国内では、半世紀近く発生がありませんが、平成18年に国外で感染し、
帰国後に発症、死亡した事例があります。

狂犬病予防注射済票は、
登録時に交付される鑑札とともに、
必ず犬の首輪につけてください。

(法律で義務付けられています)

鑑札や注射済票は、迷子札の役目も果たします。

犬と楽しく暮らすために

◆鑑札・名札・マイクロチップなどで飼い主がだれかわかるように しましょう！

うちの犬は迷子にならない。必ず家に帰ってくる。そう思っていないですか？
実際は、花火や雷の音に驚いた、ドアや門の隙間から逃げ出した、首輪が弛んでいた、鎖やリードが古くなって切れてしまったなどの理由で、たくさん
さんの犬が迷子になっています。

迷子や徘徊で保健所に保護された犬は、飼い主からの連絡がないと、譲渡先が見つかったごく一部を除いて、殺処分となってしまいます。

万が一、いなくなった場合は、すぐに探し始め、保健所や警察署にも届け出てください。

【マイクロチップについて・・・】

- 一度体内に埋込むと、脱落したり、消失することはほとんどなく、データが書きかえられることもないため、確実な身元証明になります。
- 埋込み時の痛みは、普通の注射と同じくらいといわれております。



◆正しいしつけをして飼い主 としてのマナーを守りましょう！

ただ可愛がるだけが愛情ではありません。犬を人間の社会生活に適応させ、ストレスを取り除いてやるために、しつけはとても大事です。

楽しい散歩も、マナーを守らないと周りの人に迷惑をかけてしまいます。散歩中の糞は必ず持ち帰る、どんな時でもしっかり犬を制御できる人が散歩をさせ、必ずリード【引き綱】を付けましょう。

◆不妊・去勢手術をしましょう！

産まれてくる全ての命に責任がもてますか？

不幸な命を産み出さないために、また繁殖のストレスから解放するために、繁殖制限（不妊・去勢手術など）をしましょう。

◆犬の健康を守るのも飼い主の 責任です！

犬は自分から病院へ行くことはできません。

予防を第一に行い、異常があるときはすみやかに獣医師に相談しましょう。

◆放し飼いは禁止です！

県の条例により、犬の放し飼いは禁止されています。

事故を避けるために、また迷子にしないためにも放し飼いは絶対にやめてください。

最期まで、愛情と責任をもって
大切に飼ってください